

# 企業活動と医療機関等の関係の透明性に関する指針

2012年1月1日

杏林製薬株式会社

## <本指針の目的>

研究開発型製薬企業の使命は、新薬の継続的な研究開発と安定的な供給を通じて世界の医療と人々の健康に貢献し、「患者中心の医療の実現」に寄与することです。この使命を果たすためには、製薬企業と大学等の研究機関・医療機関等との連携は不可欠であり、製薬企業と利害関係が想定される人達との関わり（利益相反）について適正に管理されることが求められます。

本指針は、製薬企業の活動における医療機関等との関係の透明性を確保することにより、製薬産業が医学・薬学をはじめとするライフサイエンスの発展に寄与していること及び、企業活動は高い倫理性を担保した上で行われていることについて広く理解を得ることを目的としています。

## <基本方針>

企業は、公正な競争を通じて利潤を追求するという経済的主体であると同時に、広く社会にとって有用な存在であることが求められます。そして製薬企業の一員として杏林製薬は、「生命を慈しむ心を貫き、人々の健康に貢献する社会的使命を遂行します」という企業理念の下、国の内外を問わず、人権を尊重するとともに、全ての法令、行動規範およびその精神を遵守し、高い倫理観をもって行動します。

杏林製薬の行うあらゆる活動は、日本製薬工業協会（以下、製薬協）で定める「製薬協企業行動憲章」、「製薬協コンプライアンス・プログラム・ガイドライン」、「医療用医薬品プロモーションコード」をはじめとする関係諸規範およびその精神に従い、医療機関等との関係の透明性を確保し、社会的な使命を果たしていきます。

## <公開方法>

医療機関等への資金提供について決算終了後に会社ウェブサイト等を通じ、公開します。

※公開時期 2012年度分を2013年度から公表する予定です。

<公開対象>

A. 研究費開発費等

研究費開発費等には、GCP省令などの公的規制のもとで実施されている臨床試験や、新薬開発の治験および製造販売後臨床試験が含まれ、また、GPS省令、GVP省令などの公的規制のもとで実施される副作用・感染症症例報告、製造販売後調査等の費用が含まれる。

B. 学術研究助成費

学術研究の振興や研究助成を目的として行われる奨学寄附金、一般寄附金、および学会等の会合開催費用の支援としての学術寄附金、学会共催費。

C. 原稿執筆料等

自社医薬品に関する科学的な情報等を提供するための講演や原稿執筆、コンサルティング業務の依頼に対する費用等。

D. 情報提供関連費

医療関係者に対する自社医薬品の科学的な情報提供に必要な講演料、説明会等の費用。

E. その他の費用

社会的儀礼としての接遇等の費用。

以上